

## 第3章

# 計画の推進



〈村の木〉黒松

## 1 計画の推進体制

本計画に基づく各施策の推進においては、各課等が情報や知識を共有し、連携しながらあらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させ、男女共同参画に関する施策を総合的・効果的に推進されるよう努めます。

## 2 計画の進行管理

計画の進捗状況について、定期的に取り組状況を点検・評価しながら、状況に応じて施策の見直しを行います。

## 3 関係機関との連携

男女共同参画社会の実現に向けて、本計画を計画的かつ総合的に推進するため、国・県・関係機関との連携に努めます。

